

印鑑レス口座規定

1. (印鑑レス口座)

- (1) 印鑑レス口座とは、取引口座の開設にあたり、当行への印鑑の届け出を行わない口座をいいます。
- (2) 印鑑レス口座を開設できるのは、個人（ただし、任意団体および当行が別途定めた方を除きます。）の方に限ります。

2. (対象口座)

対象となる口座は、普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）です。

3. (印鑑レス口座にかかる取引)

- (1) お客様が、当行の本支店窓口においてお取引をされる場合は、当行が別途定める「中京キャッシュカード認証による窓口取引規定」に規定する中京キャッシュカード認証による本人認証をおこないます。
- (2) 当行がお客様の印鑑レス口座での取引依頼の受付を謝絶したことによりお客様に損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

4. (取引の制限)

- (1) 印鑑レス口座は、普通預金口座を新規に開設するものとします。既にある普通預金口座を印鑑レス口座に変更することはできません。
- (2) 印鑑レス口座の開設を申し込む場合、普通預金口座のキャッシュカードの発行を申し込むものとします。
- (3) 印鑑レス口座では次の取引を行うことはできません。
 - ① 投資信託取引、債券取引、依頼書による口座振替取引、届出印の押印を必要とする融資取引、その他当行所定の取引
 - ② 法令等により印章の押印を必要とする取引

5. (印鑑レス口座の解除)

- (1) 印鑑レス口座を保有中のお客様は、印鑑の届出その他当行所定の手続きをお取りいただくことにより、印鑑レス口座を、印鑑照合による本人確認を行う口座に変更することができます。
- (2) 上記(1)による変更を行った場合は、印鑑レス口座へ再度変更することはできません。

6. (他の規定の適用)

印鑑レス口座取引については、各種預金規定、各種キャッシュカード規定、各種商品に関する規定および各種サービスに関する規定（これらに付随する特約も含みます）も適用されるものとし、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上